育休手当受給条件
（2人目・3人目対応）
要点簡単まとめ

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

育児休業給付金は、1歳未満の子を養育するために育休を取得した雇用保険加入者が受け取れる給付金です。育休中の生活費をサポートし、育児休業の取得を促進する目的があります。

受給要件

- 雇用保険に加入していること
- 有期雇用の場合、子が1歳6か月に達する日までに契約満了しないこと
- 育休中の一支給単位期間（育児休業開始日から起算した１か月ごとの期間）中の就業日数が月10日以下、または就業時間が80時間以下であること
- 育休開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること または、80時間以上の就業月が12か月以上

支給額

- 原則、育休開始から180日間は休業開始時賃金の67%
- 181日目以降は50%

2025年4月からは、出生後8週間以内に夫婦がそれぞれ14日以上育休を取得した場合、最初の28日間は80%に給付率が引き上げられます（出生後休業支援給付金）。これにより、社会保険料免除と合わせると実質手取り10割相当となります。

期間	給付率（2025年4月以降、条件を満たす場合）	通常給付率
最初の28日間	80%	67%
29日～180日目	67%	67%
181日目以降	50%	50%

© MoneyForward, Inc.

2人目・3人目の給付

基本的な受給要件は同様です。ただし、特別な事情があれば、育休開始前4年間の被保険者期間が12か月以上で受給できる場合があります。3人目の場合は、2人目の育休後に職場復帰し、雇用保険加入期間を増やすことが推奨されます。

失業手当後の給付

失業手当受給後でも、育休開始前2年間に12か月以上の雇用保険被保険者期間があれば、育児休業給付金を受け取ることが可能です。ただし、失業手当受給により被保険者期間はリセットされるため、再就職後の期間が重要となります。

申請について

原則として、事業主がハローワークに申請します。
育児休業申出書を事前に会社に提出する必要があります。

注意点

2025年4月からは、育児休業給付金の延長手続きが厳格化されます。
保育所に入所できない等の理由による延長には、追加の書類が必要となる場合があります。

© MoneyForward, Inc.